

第3回 定時株主総会招集ご通知

2020年4月1日～2021年5月31日

日時

2021年8月28日(土) 午後**2時** (受付開始：午後1時30分予定)

場所

東京コンベンションホール (東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階)

今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日の日当日と著しく離れた日となりましたのは、当期より事業年度の末日を3月31日から5月31日に変更したためであります。

開始時刻及び開催場所が前回と異なっております。

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、インターネット又は郵送で議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせ申し上げます。(https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/stock/stock2.html)

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より当社グループの事業活動にご理解、ご支援を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

前期2021年5月期は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言並びに店舗の休業要請等の影響により、感染拡大防止対策の徹底と安全安心の事業運営を最優先に掲げ、先行き不透明な状況を受けて投資を絞り資金確保を行うなど事業活動においてあらゆる面で一時的な方針転換を迫られた期となりました。

そのような状況の中で2020年5月におかげさまで創業30周年を迎えました。2020年4月、5月の緊急事態宣言期間中は休業に伴い業績に大きな影響を受けましたが、全店営業再開後は多くのお客様に店舗並びにネットサービスをご利用頂き、結果として業績面では最終黒字を残すことができました。

主力である国内ブックオフ事業では、お客様の会員基盤を中心にチェーン全体で店舗とネットが連携してお客様の満足を高めていく「ひとつのBOOKOFF構想」の実現が加速しました。その中核となるアプリ会員は300万人を超え、ECサイト「BOOKOFF Online」の取扱高が増加し、ネットで注文して店舗で受け取る「店舗受取サービス」が大きく伸びました。店舗営業が制限される中ですが、これまでの取り組みが業績の下支えに大きく寄与しました。

また、国内ブックオフ事業以外の事業領域では、富裕層向けのサービスであるハグオール、ジュエリーリフォームを行うアイデクトは入居する百貨店をはじめとした商業施設が休業や時短営業をしたことが影響し、我慢の運営を余儀なくされました。一方、海外においては米国、マレーシアともに各国政府や自治体からのロックダウンにより事業環境は厳しいものではありませんでしたが、未来の事業拡大に向けた動きを着実に進めてまいりました。

2022年5月期は、30周年を超え新たな10年のスタートとなります。この一年で起こった消費行動の変化に対応して更なる成長につなげる動きを取る期と位置づけました。店舗投資以上にIT投資を増やす積極策を進め、主力であるブックオフ事業の安定成長を支える事業運営の土台を整え、ハグオールやアイデクトといったブックオフ以外のリユース領域や米国、マレーシアといった海外展開など今後成長が期待できる領域を広げ、リユース市場の中でもっとも多くのお客様がご利用されるリーディングカンパニーに向けた歩みを進めてまいります。

私たちが掲げているミッションは、リユースビジネスをベースに「多くの人に楽しく豊かな生活を提供する」ことです。安定した収益基盤を整えつつ、持続可能な成長に向けて新たな事業領域にも挑戦を続けてまいります。

今後とも引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

堀内 康隆

目次

■ 第3回定時株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使等についてのご案内	4
■ 株主総会参考書類	6
■ ご参考	31
■ 事業報告	34
■ 法令及び定款に基づくインターネット開示事項について	38
■ 株主総会会場ご案内図	末尾

本紙に記載していない事業報告の一部、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/stock/stock2.html>) に掲載しております。

2021年8月12日

株 主 各 位

神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号
ブックオフグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 堀 内 康 隆

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、インターネット又は郵送(書面)で議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年8月27日(金曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォン・タブレット端末の場合は、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることで、議決権行使ウェブサイトアクセスできます。

なお、お手続きの際には、後記の「議決権行使等についてのご案内」(4~5ページ)をご確認くださいようお願い申し上げます。

[郵送(書面)による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2021年8月28日(土曜日)午後2時(受付開始:午後1時30分予定)
2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン5階「東京コンベンションホール」

今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日と著しく離れた日となりましたのは、当期より事業年度の末日を3月31日から5月31日に変更したためであります。

開始時刻及び開催場所が前回と異なっております。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第3期(2020年4月1日から2021年5月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期(2020年4月1日から2021年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた内容を有効として取り扱います。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎駐車場・駐輪場のご用意はございません。

◎当日は節電への取組みとして、当社役員及び関係者はクールビズで対応させていただきます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/stock/stock2.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

①事業報告の当事業年度の事業の状況(事業の経過及び成果)、主要な事業内容、財産及び損益の状況、対処すべき課題、主要な営業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、会社役員の状況(事業年度中に退任した取締役及び監査役、責任限定契約の内容の概要、監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見、重要な兼職の状況、社外役員に関する事項)、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、特定完全子会社に関する事項

②連結計算書類の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

③計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

④連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/stock/stock2.html>)に掲載させていただきます。

定時株主総会終了後に、株主総会決議ご通知は送付せず、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/stock/stock2.html>)に議決権の行使結果を掲載させていただきます。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（スマートフォン・タブレット端末の場合は、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることで、議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。）

**行使期限** 2021年8月27日(金曜日) 午後5時まで

## 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2021年8月27日(金曜日) 午後5時到着分まで

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2021年8月28日(土曜日) 午後2時  
(受付開始:午後1時30分予定)

**場所** 東京コンベンションホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

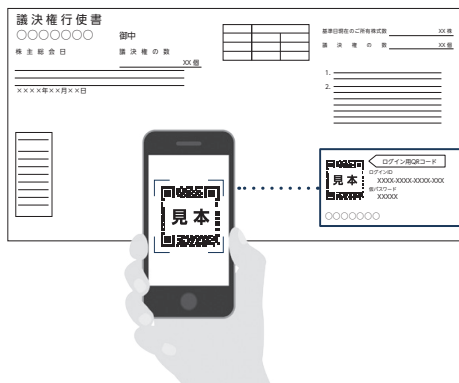
郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱います。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

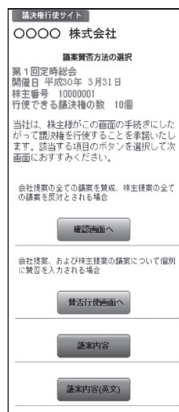
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

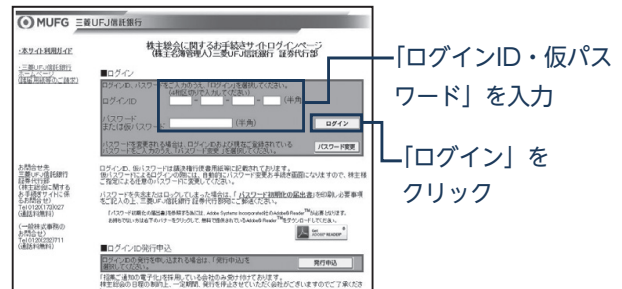
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

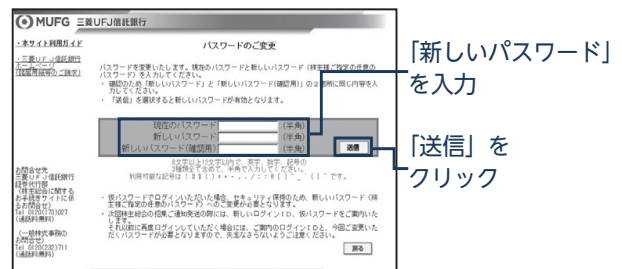
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## ■ 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### (1) 配当財産の種類

金銭

### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円

配当総額 金104,684,478円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年8月30日

■ 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更をいたしたいと存じます。

また、感染症の流行及び災害等の不測の事態が原因で株主総会を適時に開催することが困難であると判断される場合において、株主総会の決議を要せずに剰余金の配当等を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう規定の新設並びに内容が重複することとなる自己株式の取得及び中間配当の決議に関する条項の削除等、所要の変更をいたしたいと存じます。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;<br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 &lt;条文省略&gt;<br/>(<u>自己株式の取得</u>)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第9条 &lt;条文省略&gt;<br/>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>&lt;削除&gt;<br/>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第7条～第8条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 &lt;現行どおり&gt;</p> |



# 株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;<br/>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、14名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;<br/>3 &lt;条文省略&gt;<br/>    &lt;新設&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;<br/>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、14名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;<br/>3 &lt;現行どおり&gt;<br/>4 <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>3 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</p> <p>第20条 補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会<br/>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>2 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令で定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(取締役への委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> |

## 株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                         | 変 更 案             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                         | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                          | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p>                                                                                                          |                   |
| <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                   | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>                                                                                                       |                   |
| <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                             | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                      | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p>                                                                                                          |                   |
| <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(報酬等)</u></p>                                                                                                             |                   |
| <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                     | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>                                                                                                        |                   |
| <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>                  | <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 &lt;条文省略&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第35条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> |

## 株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当金の基準日は、毎年5月31日とする。<br/>                   &lt;新設&gt;</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第42条 &lt;条文省略&gt;<br/>                   &lt;新設&gt;</p> <p>          &lt;新設&gt;</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。<br/>               2 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。<br/>               3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>          &lt;削除&gt;</p> <p>第38条 &lt;現行どおり&gt;<br/>                   附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第3回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

■ 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                  | 現在の当社における地位、担当 | 備考       |
|-------|---------------------|----------------|----------|
| 1     | ほりうち やすたか<br>堀内 康隆  | 代表取締役社長        | 再任       |
| 2     | つつみ よしふみ<br>堤 佳史    | 取締役            | 再任       |
| 3     | もり ようこ<br>森 葉子      | 取締役            | 再任       |
| 4     | のばやし のりゆき<br>野林 徳行  | 取締役 [社外][独立]   | 再任 社外    |
| 5     | ともひろ りょういち<br>友弘 亮一 | 取締役 [社外]       | 再任 社外    |
| 6     | たかの まさあき<br>鷹野 正明   | 取締役 [社外][独立]   | 再任 社外 独立 |
| 7     | はせがわ ひでき<br>長谷川 秀樹  |                | 新任 社外 独立 |

- (注) 1. 当社は野林徳行氏、友弘亮一氏及び鷹野正明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、長谷川秀樹氏が選任された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者による私的利益や便宜供与、違法行為等の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 鷹野正明氏は、当社が上場する金融商品取引所が独立性なしとする基準及び当社が独立性なしと判断する基準に該当しないため、独立役員として同取引所に届け出ており、再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。また、長谷川秀樹氏は、当社が上場する金融商品取引所が独立性なしとする基準及び当社が独立性なしと判断する基準に該当しないため、選任された場合は独立役員とする予定であります。

|       |
|-------|
| 候補者番号 |
| 1     |

ほりうち やすたか  
**堀内 康隆**

再任候補者

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 中央コーパス&ライブランドコンサルティング(株)(当時)入社
- 2004年8月 トーマツコンサルティング(株)(現デロイトトーマツコンサルティング合同会社)入社
- 2006年3月 ブックオフコーポレーション(株)入社
- 2008年4月 同社 執行役員管理副本部長
- 2009年6月 同社 取締役執行役員管理本部長
- 2012年4月 同社 取締役執行役員 兼 経営企画部長
- 2013年4月 同社 取締役執行役員
- 2015年4月 ブックオフオンライン(株)(当時) 代表取締役社長
- 2016年1月 (株)ブックログ 代表取締役社長
- 2016年3月 ブックオフコーポレーション(株) 取締役執行役員 兼 経営企画部長
- 2017年4月 同社 取締役執行役員
- 2017年4月 同社 代表取締役社長(現任)
- 2018年10月 当社 代表取締役社長(現任)

●生年月日

1976年4月28日

●所有する当社の株式数

29,400株

●取締役在任年数

(本定時株主総会終結時)

2年11ヶ月

●2020年度における  
取締役会への出席状況

15/15回(100%)

●候補者と当社との  
特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由

堀内康隆氏は、2017年の代表取締役就任以降、当社グループの経営全般を統括するとともに、今後の成長ストーリーとして掲げた中期経営方針の推進や、事業の強化にリーダーシップを発揮しております。また、企業戦略、財務、IT及び海外事業分野における経験や幅広い識見を持ち、コンサルティング会社で培った多様な事業に対する理解や人脈を有していることから、当社グループの更なる企業価値の向上及び持続的成長を遂げていくために適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

●候補者から株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症が日本そして世界に多大な影響を及ぼし、国内においては消費行動の変化が加速しました。またSDGsをはじめとして企業に対して事業成長と合わせて持続可能な社会形成への貢献を求められる時代となりました。ブックオフを中心としたリユース領域においてこれまで以上にお客様の変化に対応する挑戦を続けること、私たちのミッションである「多くの人に楽しく豊かな生活を届ける」事業を創出・具現化すること、そして社会的意義を念頭においた経営を行うことによって新しい時代の企業価値向上に努めてまいります。



|       |
|-------|
| 候補者番号 |
| 2     |

つつみ よしふみ  
**堤 佳史**

再任候補者

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年10月 公認会計士試験第2次試験合格  
 1973年12月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所  
 1987年6月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)社員就任  
 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ 京都事務所長  
 2015年3月 トライベック・ストラテジー(株) 常勤監査役  
 2015年6月 ブックオフコーポレーション(株) 社外取締役  
 2017年6月 同社 取締役(現任)  
 2018年10月 当社 取締役(現任)

●生年月日

1949年11月5日

●所有する当社の株式数

3,500 株

●取締役在任年数  
(本定時株主総会終結時)

2年11ヶ月

●2020年度における  
取締役会への出席状況

15/15回(100%)

●候補者と当社との  
特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由

堤佳史氏は、公認会計士であり、財務・経理に関する高い専門性を有することに加え、長年の監査法人勤務において多様な企業を支援してこられた経験と知見を持っております。また取締役就任以降、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント及びファイナンスなどのバックオフィス業務に深く携わり、当社及び当社グループの事業構造を熟知しております。そのため、当社グループの更なる企業価値の向上及び持続的成長を遂げていくために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

●候補者から株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の流行が長引く中、企業も個人も新しい行動様式を模索しており、消費者行動も確実に変化してきております。このような状況の中、私たちブックオフグループも企業価値の向上を目指し様々なチャレンジをしておりますが、変化を進めていく時こそ強固なコーポレートガバナンスとリスクマネジメントが求められます。公認会計士として、また当社の子会社としての経験を生かして、経営全般はもとよりコーポレートガバナンスとリスクマネジメントの強化にも貢献できるよう努力してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては引き続きご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



|       |
|-------|
| 候補者番号 |
| 4     |

のばやし      のりゆき  
**野林      德行**

再任候補者  
社外取締役候補者

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 (株)リクルート入社
- 2003年12月 (株)ローソン入社
- 2007年 5月 (株)ローソンチケット (現(株)ローソンエンタテインメント) 取締役
- 2007年 6月 (株)アイ・コンビニエンス (現(株)ローソンエンタテインメント) 取締役
- 2007年 9月 (株)ローソン 執行役員マーケティングステーションディレクター 兼 サービス本部長
- 2009年 3月 同社 執行役員エンタテインメント・サービス本部長
- 2010年 2月 (株)ローソンエンターメディア (現(株)ローソンエンタテインメント) 代表取締役社長 兼 ライブ・エンタテインメント事業本部長
- 2010年 5月 同社 代表取締役社長
- 2010年12月 HMVジャパン(株) (現(株)ローソンエンタテインメント) 社外取締役 (非常勤)
- 2011年 5月 (株)ローソンエンターメディア (現(株)ローソンエンタテインメント) 取締役 (非常勤)
- 2011年 6月 ブックオフコーポレーション(株) 社外取締役
- 2011年 9月 (株)ローソンHMVエンタテインメント (現(株)ローソンエンタテインメント) 取締役
- 2013年 3月 (株)レッグス 取締役
- 2014年 3月 同社 常務執行役員
- 2015年 3月 同社 専務取締役
- 2016年 1月 同社 取締役  
(株)FiNC 常務執行役員CMO
- 2017年 3月 (株)FiNC 取締役CMO
- 2018年10月 当社 社外取締役 (現任)
- 2019年 1月 (株)鎌倉新書 執行役員
- 2019年 4月 (株)ログノート 社外監査役 (現任)
- 2019年 5月 (株)NewsTV 社外取締役 (現任)
- 2020年12月 (株)4DT 取締役 (現任)

●生年月日

1964年11月18日

●所有する当社の株式数

10,000株

●取締役在任年数  
(本定時株主総会終結時)

2年11ヶ月

●2020年度における  
取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

●候補者と当社との  
特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由・期待される役割の概要

野林德行氏は、小売、エンターテインメント業界においてマーケティング領域に長く携わり、また経営者としても多くの経験を有しております。その識見より、マーケティングの潮流から見た当社事業への助言やお客様目線でのアドバイスにより、企業価値の向上及び持続的な成長に寄与いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

●候補者から株主の皆様へ

リサイクル事業はまさにSDGsを推進します。お客様のモノと想いをステキにリサイクルしていくことで世界に役立つ企業を目指します。そのためには、カスタマーの観察を怠ることなくマーケットに向き合っていくことが大事です。また、デジタル戦術を強化してカスタマーにより一層ファンになっていただくチャレンジも必要になっていきます。中長期的視野でビジネスモデルを考え、経営アドバイス、マーケティングアドバイス、コーポレートガバナンスの確認をまいります。

|       |
|-------|
| 候補者番号 |
| 5     |

ともひろ りょういち  
友弘 亮一

再任候補者

社外取締役候補者

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年7月 小学館販売(株) 入社  
 2008年7月 (株)小学館 マーケティング局ゼネラルマネージャー  
 2011年3月 昭和図書(株) 監査役  
 2012年7月 同社 取締役  
 2013年5月 (株)出版ネット&ワークス 取締役(現任)  
 2013年7月 昭和図書(株) 専務取締役  
 2015年7月 同社 代表取締役社長(現任)  
 2020年6月 当社 社外取締役(現任)

●生年月日

1955年9月28日

●所有する当社の株式数

0株

●取締役在任年数  
(本定時株主総会終結時)

1年2ヶ月

●2020年度における  
取締役会への出席状況

12/12回(100%)

●候補者と当社との  
特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由・期待される役割の概要

友弘亮一氏は、出版業界における長年の経験と人脈、出版物流企業トップとしての知見を有しております。出版業界における最新の動きを踏まえた助言と物流面に関する識見に基づいたアドバイスのにより、企業価値の向上及び持続的な成長に寄与いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

●候補者から株主の皆様へ

現在、小学館及び集英社をはじめとする一ツ橋グループを中心にトータルで30数社に及ぶ出版社の物流管理をお引き受けしている昭和図書株式会社の代表取締役社長を務めております。前職である出版社勤務時代から培ってまいりました出版業界における様々な経験と現職の物流における知見を活かして、社業の発展に注力してまいります。よろしくお願いいたします。

|       |
|-------|
| 候補者番号 |
| 6     |

たかの まさあき  
**鷹野 正明**

|          |
|----------|
| 再任候補者    |
| 社外取締役候補者 |
| 独立役員候補者  |

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 (株)伊勢丹 (現株)三越伊勢丹) 入社
- 2007年4月 同社 松戸店長
- 2009年4月 同社 執行役員伊勢丹新宿本店長
- 2011年4月 (株)新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員
- 2014年4月 (株)三越伊勢丹 常務執行役員伊勢丹新宿本店長
- 2017年10月 (株)ぐるなび入社  
同社 副社長執行役員新規事業担当
- 2018年6月 同社 取締役副社長執行役員企画開発本部副本部長 兼 同本部「食と観光」事業推進部門長
- 2019年1月 同社 顧問 (現任)
- 2020年6月 (株)ウィザス 社外取締役 (現任)
- 2020年6月 当社 社外取締役 (現任)

●生年月日

1958年12月16日

●所有する当社の株式数

0 株

●取締役在任年数  
(本定時株主総会終結時)

1年2ヶ月

●2020年度における  
取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

●候補者と当社との  
特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由・期待される役割の概要

鷹野正明氏は、大手百貨店グループにおいて大型旗艦店の責任者をはじめとして子会社経営を含めた重責を歴任し、小売業における知見や幅広い人脈を有することに加え、地域創生活動支援の経験を有しております。富裕層向けビジネスの展開や、店舗ビジネスにおける潮流を踏まえた売場づくりに関するアドバイスにより、当社グループの企業価値の向上及び持続的な成長に独立性のある立場から寄与いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、選任された場合は、指名諮問委員会及び報酬検討委員会の委員として、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定において、客観的・中立的立場で関与いただくことも期待しております。

●候補者から株主の皆様へ

我々の生活を取り巻く環境の変化やそのスピードは益々複雑化、高速化しています。「10年ひと昔」と言いますが、今や「1年ひと昔」の様相です。その一方で、「昭和レトロ」「アナログタッチ」など過去をリスペクトする動きも顕著です。その結果、技術革新の恩恵は勿論、お客さまのマインドやトレンドの変化は想像できないほど複雑化しています。

その中で、当社が成長していくために必要なことは以下の3つと考えます。

- ①お客さまにどのように新しい価値を提供し続けることができるか。
- ②地域の一員として、どのような役割を果たしていくことができるか。
- ③社員やスタッフにどのように笑顔と元気で仕事に取り組んでもらえるのか。

今年もこれらの観点から、経営のチェックとサポートを行ってまいります。

|       |               |          |
|-------|---------------|----------|
| 候補者番号 | は せ が わ ひ で き | 新任候補者    |
| 7     | 長谷川 秀樹        | 社外取締役候補者 |
|       |               | 独立役員候補者  |

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 8 月 アクセンチュア(株)入社  
 2006年 8 月 同社 シニアマネージャー  
 2008年 5 月 (株)東急ハンズ入社  
 同社 IT企画部長 兼 物流企画部長  
 2010年 4 月 同社 IT企画部長 兼 通販事業部長  
 2011年 4 月 同社 執行役員  
 2013年 4 月 ハンズラボ(株) 代表取締役社長  
 2018年 6 月 ロケスタ(株) 代表取締役社長 (現任)  
 2018年10月 (株)メルカリ 執行役員 CIO  
 2020年 1 月 (株)吉野家ホールディングス CIO (現任)  
 2020年 2 月 生活協同組合コープさっぽろ CIO (現任)  
 2021年 5 月 クラウドファースト(株) 代表取締役社長 (現任)

●生年月日

1971年 1 月31日

●所有する当社の株式数

0 株

●候補者と当社との特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由・期待される役割の概要

長谷川秀樹氏は、小売業界におけるITサービスの開発・運用の経験とITコストマネジメントの知見を持ち、多くの企業においてCIOに従事され、ITの識見を活かしたビジネスに携わっておられます。重要さを増していく当社グループのIT戦略において、納期内・予算内での実行に向けたアドバイスにより、企業価値の向上及び持続的な成長に独立性のある立場から寄与いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。また、選任された場合は、指名諮問委員会及び報酬検討委員会の委員として、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定において、客観的・中立的立場で関与いただくことも期待しております。

●候補者から株主の皆様へ

ブックオフグループでは、主に2つの領域にて貢献できればと考えております。

一つは、エコシステムを中心とした事業の展開です。消費者は商品の購買の際、新品か否かではなく、より多くの人生体験をしたい。と考えるようになりました。お財布は限られているわけですから、より多くの人生体験をしていくには、楽しんだ商品をバトンリレーのように、引き継いでいくことだと思います。当グループには、これからの消費者の人生の過ごし方において、このエコシステムを中心とした事業展開は、結果として、素晴らしい人生体験を提供できると思えますので注力したい領域であります。

もう一つは、店舗というリアル資産にたいし、どういうデジタル化をすることが、お客様にとって素晴らしい体験をもたらすのか。デジタル化が叫ばれる中、店舗と人とオペレーション、そして店舗にきてくださるお客様のデジタル化をどう進化させるのかで、リアル店舗の価値が決まると考えております。ポイントは、店舗に来てくださるお客様と店舗と一緒にデジタル化を進めないといけないということです。幸いにして、全国展開している当グループですので、地域のお客様と一緒にデジタル化をし、より良い体験になるような店舗環境にしていきたいと思えます。

株主の皆様、いつもブックオフグループを支えていただきありがとうございます。今後とも、何卒、よろしく願います。

## ■ 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 現在の当社における地位、担当 | 備考       |
|-------|--------------------|----------------|----------|
| 1     | たむら ひであき<br>田村 英明  | 常勤監査役          | 新任       |
| 2     | ないとう あがさ<br>内藤 亜雅沙 | 監査役 [社外][独立]   | 新任 社外 独立 |
| 3     | ちば まさゆき<br>千葉 雅之   | 取締役 [社外]       | 新任 社外    |

- (注) 1. 当社は内藤亜雅沙氏及び千葉雅之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両候補者の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者による私的利益や便宜供与、違法行為等の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 内藤亜雅沙氏は、当社が上場する金融商品取引所が独立性なしとする基準及び当社が独立性なしと判断する基準に該当しないため、独立役員として同取引所に届け出ており、選任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

|       |
|-------|
| 候補者番号 |
| 1     |

たむら ひであき  
**田村 英明**

新任候補者

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 4月 石油資源開発(株)入社
- 1994年10月 公認会計士試験第2次試験合格
- 1995年 9月 三優ビーディーオーコンサルティング(株) (当時) 入社
- 2000年 8月 東京共同会計事務所入所
- 2002年 8月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 2004年 4月 ブックオフコーポレーション(株)入社  
同社 経理部ゼネラルマネージャー
- 2008年 1月 同社 管理本部付ゼネラルマネージャー
- 2008年 4月 同社 監査役室ゼネラルマネージャー
- 2008年 6月 同社 常勤監査役
- 2018年10月 当社 常勤監査役 (現任)
- 2019年 6月 ブックオフコーポレーション(株) 監査役 (現任)

●生年月日

1960年 5月27日

●所有する当社の株式数

6,800株

●監査役在任年数

(本定時株主総会終結時)  
2年11ヶ月

●2020年度における取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

●2020年度における監査役会への出席状況

15/15回 (100%)

●候補者と当社との特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由

田村英明氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する深い識見を有することに加え、当社グループの決算及び税務の統括実務を担当していた経験より、社内の状況と事業の構造を熟知しております。2008年からは常勤監査役として企業経営・事業運営が適法・適切に行われるための役割を適切に果たしております。これらの実績と豊富な経験から、監査等委員である取締役としても、当社グループの更なる企業価値の向上及び持続的成長を遂げていくために適任であると判断し、候補者といたしました。

●候補者から株主の皆様へ

これまで、社内常勤監査役という立場から、執行側との信頼関係と距離感のバランスを適度に保ちながら、収集した情報を社外監査役との間で適時に共有して活発な協議、意見交換を行い、提起された意見、助言を執行側へ適宜にフィードバックすること、を特に意識してまいりました。今後は、監査等委員会設置会社という新たなガバナンス形態に移行することとなりますが、これまでと同様の意識を持ちながら、監査機能の円滑、十分な発揮と会社の健全、着実な成長に寄与するように努めたいと考えております。



|       |      |       |          |
|-------|------|-------|----------|
| 候補者番号 | ないとう | あ が さ | 新任候補者    |
| 2     | 内藤   | 亜雅沙   | 社外取締役候補者 |
|       |      |       | 独立役員候補者  |

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
長島・大野・常松法律事務所入所  
2008年 5 月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2011年 6 月 田辺総合法律事務所入所  
2013年 4 月 同事務所 パートナー弁護士（現任）  
2015年 6 月 ブックオフコーポレーション(株) 社外監査役  
2018年10月 当社 社外監査役（現任）  
2020年 6 月 日東紡績(株) 社外取締役（現任）

●生年月日

1976年10月 2 日

●所有する当社の株式数

0 株

●監査役在任年数  
(本定時株主総会終結時)

2 年11ヶ月

●2020年度における  
取締役会への出席状況

15/15回（100%）

●2020年度における  
監査役会への出席状況

15/15回（100%）

●候補者と当社との  
特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由・期待される役割の概要

内藤亜雅沙氏は、弁護士としての法務に対する知見から、当社の独立社外監査役として経営全般に対する監督と助言等を行い、その役割を適切に果たしております。引き続き、法務・コンプライアンス及びリスクマネジメントにおけるアドバイスをいただき、監査等委員である取締役としても、当社グループの企業価値の向上及び持続的な成長に独立性のある立場から寄与いただくことを期待し、候補者といたしました。また、選任された場合は、指名諮問委員会及び報酬検討委員会の委員として、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定において、客観的・中立的立場で関与いただくことも期待しております。

●候補者から株主の皆様へ

私は、当社の設立以来、社外監査役として、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンス強化に努めてまいりましたが、このたび、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員たる独立社外取締役に立場を変えることとなりました。独立社外取締役に期待される役割の重さを認識のうえ、取締役会の機能発揮のために尽力するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、より一層のガバナンスの向上に取り組む所存です。

|       |
|-------|
| 候補者番号 |
| 3     |

ち ば ま さ ゆ き  
千葉 雅之

新任候補者  
社外取締役候補者

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 大日本印刷(株)入社
- 2001年10月 同社 ビジネスフォーム事業部東京第3営業本部営業第2部長
- 2009年10月 同社 教育・出版流通ソリューション本部
- 2012年4月 同社 教育・出版流通ソリューション本部営業推進部長
- 2014年4月 同社 hontoビジネス本部教育事業開発ユニット長
- 2015年4月 丸善(株) (現丸善雄松堂(株)) 取締役
- 2015年6月 ブックオフコーポレーション(株) 社外取締役
- 2016年1月 大日本印刷(株) hontoビジネス本部丸善雄松堂連携サポートチームリーダー
- 2016年10月 大日本印刷(株) hontoビジネス本部丸善CHI連携チームリーダー
- 2016年11月 (株)日本電子図書館サービス 取締役
- 2018年4月 丸善雄松堂(株) 常務取締役 (現任)
- 2018年10月 当社 社外取締役 (現任)

●生年月日

1957年9月4日

●所有する当社の株式数

0株

●取締役在任年数  
(本定時株主総会終結時)

2年11ヶ月

●2020年度における  
取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

●候補者と当社との  
特別の利害関係

ありません。

●候補者とした理由・期待される役割の概要

千葉雅之氏は、大日本印刷株式会社グループにおいて、長年営業領域に従事され、書籍に関する事業への知見と事業の目標達成に向けた手法及びマネジメントについて深い識見を持たれており、現在も事業会社の常務取締役として経営に携わっておられます。その経験より、当社における企業グループマネジメント及び経営全般の適切な運営に関するアドバイスと監督をいただき、企業価値の向上及び持続的な成長に寄与いただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。

●候補者から株主の皆様へ

取締役就任以来、ブックオフグループホールディングスの事業運営については、外部から目線、あるいは違う業界で活動してきた経験をもとに、経営参画をさせていただきました。ブックオフを取り巻く事業は、お客様にご満足いただける商品・サービスの提供に加えて、SDGs観点を活かした事業のあり方や、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の蔓延など予測不可能な事柄への対応など、今まで以上に事業の運営は複雑、多岐になっていくものと思います。今年度、取締役監査等委員にご選任いただきましたら、今までの取締役としての経験を活かしながら、社会変化に対応しながらもコーポレートガバナンス並びに経営の健全性の向上に貢献したく思っております。

(注) 丸善雄松堂(株)は、当社の「その他の関係会社の子会社」であります。

## ■ 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ともひろ りょういち  
**友弘 亮一**

補欠の監査等委員である  
取締役(社外取締役)候補者

### ●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年7月 小学館販売(株) 入社  
2008年7月 (株)小学館 マーケティング局ゼネラルマネージャー  
2011年3月 昭和図書(株) 監査役  
2012年7月 同社 取締役  
2013年5月 (株)出版ネット&ワークス 取締役(現任)  
2013年7月 昭和図書(株) 専務取締役  
2015年7月 同社 代表取締役社長(現任)  
2020年6月 当社 社外取締役(現任)

### ●生年月日

1955年9月28日

### ●所有する当社の株式数

0株

### ●候補者と当社との 特別の利害関係

ありません。

### ●候補者とした理由・期待される役割の概要

友弘亮一氏は、出版業界における長年の経験と人脈、出版物流企業トップとしての知見を有しております。出版業界における最新の動きを踏まえた助言と物流面に関する識見に基づいたアドバイスと監督により、企業価値の向上及び持続的な成長に寄与いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、友弘亮一氏が監査等委員である取締役に就任した場合も、当該契約を締結する予定であります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による私的利益や便宜供与、違法行為等の場合を除く)。友弘亮一氏が監査等委員である取締役に就任した場合も、当該保険契約の被保険者となります。
3. 友弘亮一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任年数は、本総会終結の時をもって1年2ヶ月となります。
4. 友弘亮一氏は、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員以外の取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

### ■ 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年6月22日開催の第1回定時株主総会において、年額222百万円以内(うち社外取締役分年額22.2百万円以内)とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、その報酬額を、年額222百万円以内(うち社外取締役分年額22.2百万円以内)といたしたいと存じます。

また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案による取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の設定は、これまでの取締役の報酬額、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、対象取締役の人数水準などに照らした報酬枠として、報酬検討委員会への諮問と答申を経て決定されており、相当であると考えております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、事業報告「会社役員の状況」に記載のとおりであり、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案をともにご承認いただいた場合、その対象を「取締役」から「取締役(監査等委員である取締役を除く。)」に変更する予定であります。

現在の取締役は7名(うち社外取締役4名)であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名(うち社外取締役4名)となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

### ■ 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額36百万円以内といたしたいと存じます。

本議案による監査等委員である取締役の報酬額の設定は、これまでの監査役の報酬額、対象取締役の人数水準及び監査等委員の職責等に照らした報酬枠として、総合的に勘案して決定したものであり、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### ■ 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額20,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬検討委員会への諮問と答申を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役4名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、下記の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮し、報酬検討委員会での協議を経て決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定する予定であります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

### 記

#### 本割当契約の内容の概要

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由があるとして当社の取締役会が認めた場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

## ご参考

### 取締役候補者に期待する分野

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び当社が取締役として期待する分野は、以下のとおりです。

| 区分                      | 氏名     | 企業経営 | マーケティング | 業界知識 | IT・テクノロジー | 財務会計 | コンプライアンス | リスクマネジメント | 人財育成<br>ダイバーシティ | ESG |
|-------------------------|--------|------|---------|------|-----------|------|----------|-----------|-----------------|-----|
| 取締役                     | 堀内 康隆  | ●    |         | ●    | ●         | ●    |          |           |                 |     |
|                         | 堤 佳史   |      |         |      |           | ●    |          | ●         |                 | ●   |
|                         | 森 葉子   |      |         |      |           |      | ●        |           | ●               | ●   |
|                         | 野林 徳行  | ●    | ●       | ●    |           |      |          |           |                 |     |
|                         | 友弘 亮一  | ●    |         | ●    |           |      |          |           |                 |     |
|                         | 鷹野 正明  | ●    | ●       | ●    |           |      |          |           |                 |     |
|                         | 長谷川 秀樹 | ●    |         | ●    | ●         |      |          |           |                 |     |
| 監査等<br>委員で<br>ある<br>取締役 | 田村 英明  |      |         |      |           | ●    | ●        | ●         |                 |     |
|                         | 内藤 亜雅沙 |      |         |      |           |      | ●        | ●         |                 |     |
|                         | 千葉 雅之  | ●    |         | ●    |           |      | ●        | ●         |                 |     |

※上記の内容は、取締役候補者の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。



### 社外取締役の独立性判断基準

ブックオフグループホールディングス株式会社（以下「当社」）は、社外取締役が次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断する。

1. 現在又は過去1年以内において、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」）の「取引をすみやかに停止することのできない現在の取引先」又は「取引先が当社グループとの取引をすみやかに停止することができないその現在の取引先」における業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる方及び使用人（以下「業務執行者」）である／あった。
2. 現在又は過去1年以内において、当社グループの「契約関係をすみやかに解消することのできない現在の報酬支払先」又は「報酬支払先が当社グループとの契約関係をすみやかに解消することのできないその現在の報酬支払先」である団体に所属する専門家である／あった。
3. 過去10年以内において、当社の現在の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役であった。
4. 過去10年以内において、当社の現在の親会社の監査役であった。
5. 過去10年以内において、当社の現在の兄弟会社の業務執行者であった。
6. 現在又は過去1年以内において、当社グループから役員報酬以外に年間240万円以上の金銭その他の財産を得ている／いた。
7. 配偶者又は二親等内の親族が項目1.から前項目までのいずれかである／あった。
8. 過去1年以内において、配偶者又は二親等内の親族が当社の業務執行者又は非業務執行取締役であった。
9. 現在又は過去1年以内において、配偶者又は二親等内の親族が当社の子会社の業務執行者又は非業務執行取締役である／あった。
10. 当社の議決権比率10%以上の株式を保有している。（法人である場合はその業務執行者である。）
11. 当社グループの業務執行者が社外取締役に就任している法人の業務執行者である。
12. 当社グループより受け取りをすみやかに停止することができない寄付を受領している。（団体の場合はその業務執行者である。）
13. 現在又は過去1年以内において、当社の現在の「その他の関係会社」又は「その他の関係会社の親会社又は子会社」の業務執行者である／あった。
14. 当社における社外取締役としての在任期間が通算10年を超える。

以上

### 取締役会の実効性評価について

当社は、各取締役による自己評価と、独立社外取締役会による取締役会全体の実効性についての分析・評価及び取締役会議長の評価を行う体制を整備しております。

2020年度の実効性評価については、①社内取締役による自己評価 ②取締役及び監査役全員への質問票による評価及び意見の確認 ③社外取締役及び社外監査役による取締役会全体の評価 ④社外取締役及び社外監査役による社内取締役並びに取締役会議長の評価を実施し、取締役会の構成や議案・審議及び運営並びに取締役会議長の実効性について「機能としては概ね有効であり、昨今の環境変化に伴い新しい課題を明らかにすることもできている」と評価されております。

その新しい課題に対して、顧客の目線も含めた中長期的なビジネス創造について引き続き議論を進めていくことで、環境や社会への貢献にも繋がるものと期待されております。

また当社は、取締役会の実効性の更なる向上とコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実のため、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

### 取締役候補者の指名等について

社長及び独立役員たる社外取締役2名で構成する指名諮問委員会は、本定時株主総会における取締役候補者について監査等委員会設置会社に移行することを踏まえて検討を行い、その結論を取締役会に対して答申いたしました。取締役会は、その答申を踏まえて審議を行い、取締役候補者を決定いたしました。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査役会での同意を得ております。

### コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として開示し、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/corporate.html>) に掲載しております。

(添付書類)

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年5月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,193百万円（店舗賃借に係る差入保証金・リース資産を含む）であり、その主なものは、新規出店及び改装のほか、販売・買取システムの開発によるものであります。

#### ②資金調達の状況

当連結会計年度は、前連結会計年度に引き続き、出店等による新たな資金需要に対し、グループ内での資金効率化を進めつつ、金融機関からの借入金により調達をいたしました。

これらの結果、金融機関からの当連結会計年度末借入金残高は17,318百万円となりました。

#### ③事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する重要な事項はありません。

#### ④他の会社の事業の譲受けの状況

該当する重要な事項はありません。

#### ⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する重要な事項はありません。

#### ⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する重要な事項はありません。

### (2) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金    | 当社議決権比率 | 主な事業内容                                                               |
|-------------------|--------|---------|----------------------------------------------------------------------|
| ブックオフコーポレーション株式会社 | 100百万円 | 100.0%  | 国内での「BOOKOFF」等店舗の運営<br>インターネット上での書籍・ソフト等のリユースショップ「BOOKOFF Online」の運営 |
| 株式会社ブックオフウィズ      | 47百万円  | 100.0   | 国内での「BOOKOFF」等店舗の運営                                                  |
| 株式会社ブックレット        | 10百万円  | 100.0   | 国内での「BOOKOFF」等店舗の運営                                                  |

(注) 当連結会計年度末日における当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む12社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

#### ③その他重要な企業結合の状況

大日本印刷株式会社は、その子会社である丸善雄松堂株式会社及び株式会社図書館流通センターの所有分と併せて、当社の議決権の18.44%を所有する「その他の関係会社」であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態 (2021年5月31日現在)

| 氏名     | 地位及び担当等            |
|--------|--------------------|
| 堀内 康隆  | 代表取締役社長            |
| 堤 佳史   | 取締役                |
| 森 葉子   | 取締役                |
| 野林 徳行  | 取締役 (社外取締役) (独立役員) |
| 千葉 雅之  | 取締役 (社外取締役)        |
| 友弘 亮一  | 取締役 (社外取締役)        |
| 鷹野 正明  | 取締役 (社外取締役) (独立役員) |
| 田村 英明  | 常勤監査役              |
| 内藤 亜雅沙 | 監査役 (社外監査役) (独立役員) |
| 加藤 徹志  | 監査役 (社外監査役)        |

- (注) 1. 取締役野林徳行氏、取締役千葉雅之氏、取締役友弘亮一氏及び取締役鷹野正明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役内藤亜雅沙氏及び監査役加藤徹志氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役野林徳行氏、取締役鷹野正明氏及び監査役内藤亜雅沙氏を、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

#### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

##### イ. 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員、社外派遣役員、管理職従業員

##### ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

##### ハ. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険契約に一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による私的利益や便宜供与、違法行為等による賠償責任については填補の対象としないこととしております。

③取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の額 (百万円) |             |            |
|--------------------|------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
|                    |            |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6<br>(3)   | 72<br>(8)       | 72<br>(8)       | —           | —          |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 2<br>(1)   | 23<br>(5)       | 23<br>(5)       | —           | —          |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)   | 96<br>(14)      | 96<br>(14)      | —           | —          |

(注) 1. 上記員数には、2020年6月27日の第2回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含み、無報酬の社外取締役2名及び無報酬の社外監査役1名を除いております。

2. 2019年6月22日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬等の額は年額222百万円以内(うち社外取締役分22.2百万円以内)(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役の報酬等の額は年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は5名(うち、社外取締役は3名)、監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬検討委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、並びに報酬検討委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

- ・当社の取締役の報酬は、職責等及び業績等を踏まえた適正な水準とする。
- ・決定にあたっては、客観性と透明性が担保された手続きを経る。

b. 基本報酬に関する方針

- ・基本報酬は固定額と変動する額により構成する。
- ・固定額は役位・職責等を勘案して決定する。
- ・変動する額は前年度の経営状況、目標達成度及び行動評価等を勘案して個人別に決定する。

- ・達成度をはかる目標は「業績目標」と「定性目標」を基本とし、前者は経常利益、ROA等、後者はプロセス、成果等に着眼して設定する。
  - ・監督機能を担う社外取締役の基本報酬は、その職務に鑑み、固定額のみで構成する。
- c. 業績連動報酬等に関する方針
- ・今後、「業績連動報酬等」の採用を検討する。
- d. 非金銭報酬等に関する方針
- ・今後、「非金銭報酬等」の採用を検討する。
- e. 報酬等の割合に関する方針
- ・「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等」の採用を検討するなかで、その割合をあわせて検討する。
- f. 報酬等の付与時期及び条件に関する方針
- ・取締役の基本報酬は、その在任中に、原則として、年額を12ヶ月に分割して支払う。
- g. 報酬等の決定の委任に関する事項
- ・取締役の個人別の報酬額は、取締役会決議により委任された報酬検討委員会（社長及び独立役員たる社外取締役で構成）において決定し、その総額を取締役会に報告する。
  - ・報酬検討委員会は、株主総会において決定した限度額の範囲内で、取締役の個人別の報酬額を過半数の賛成をもって決定する。
  - ・客観性及び透明性を確保する観点から、報酬検討委員会は、社長以外を独立役員たる社外取締役で構成する。
- ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- 取締役の個人別の報酬等に関しては、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき、取締役会決議により委任された報酬検討委員会において具体的内容を決定しております。
- 報酬検討委員会は、客観性と透明性を確保する観点から、社長堀内康隆と独立社外取締役である野林德行氏及び鷹野正明氏によって構成しております。

本紙に記載していない次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/stock/stock2.html>) に掲載しており、本招集ご通知には記載しておりませんので、ご承知おきください。

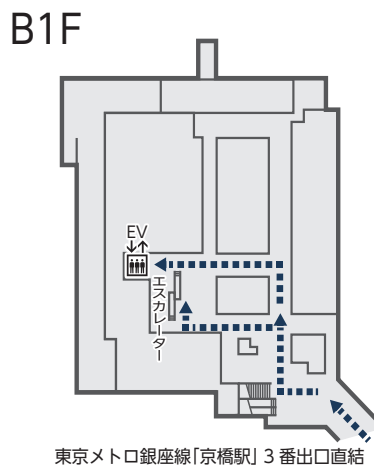
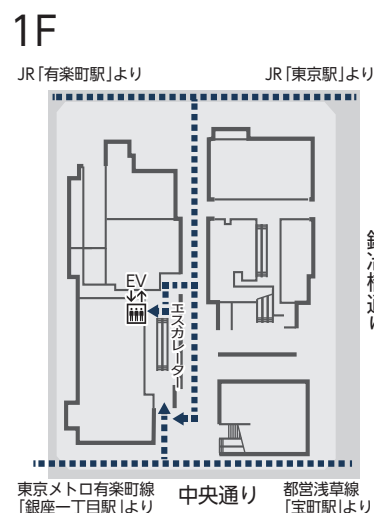
- ①事業報告の当事業年度の事業の状況（事業の経過及び成果）、主要な事業内容、財産及び損益の状況、対処すべき課題、主要な営業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、会社役員の状況（事業年度中に退任した取締役及び監査役、責任限定契約の内容の概要、監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見、重要な兼職の状況、社外役員に関する事項）、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、特定完全子会社に関する事項
- ②連結計算書類の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ④連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京スクエアガーデン5階  
東京コンベンションホール

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、可能な限り、インターネット又は郵送で議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/stock/stock2.html>) においてお知らせ申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 最寄り駅

|       |            |                              |
|-------|------------|------------------------------|
| 東京メトロ | 銀座線京橋駅     | 3番出口直結                       |
|       | 有楽町線銀座一丁目駅 | 7番出口より徒歩2分                   |
| J R   | 東京駅        | 八重洲南口より徒歩6分<br>京葉線1番出口より徒歩4分 |
|       | 有楽町駅       | 京橋口より徒歩6分                    |
|       | 都営地下鉄      | 浅草線宝町駅                       |





2021年8月12日

**第3回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項**

ブックオフグループホールディングス株式会社

# 目次

|                                                                                        |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>事業報告</b>                                                                            |    |
| 当事業年度の事業の状況<br>(事業の経過及び成果)                                                             | 2  |
| 主要な事業内容                                                                                | 4  |
| 財産及び損益の状況                                                                              | 5  |
| 対処すべき課題                                                                                | 7  |
| 主要な営業所                                                                                 | 9  |
| 使用人の状況                                                                                 | 10 |
| 主要な借入先の状況                                                                              | 11 |
| その他企業集団の現況に関する重要な事項                                                                    | 12 |
| 株式の状況                                                                                  | 13 |
| 新株予約権等の状況                                                                              | 14 |
| 会社役員の状況<br>(事業年度中に退任した取締役及び監査役、責任限定契約の内容の概要、監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見、重要な兼職の状況、社外役員に関する事項) | 15 |
| 会計監査人の状況                                                                               | 20 |
| 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況                                                             | 21 |
| 会社の支配に関する基本方針                                                                          | 24 |
| 特定完全子会社に関する事項                                                                          | 25 |
| <b>連結計算書類</b>                                                                          |    |
| 連結貸借対照表                                                                                | 27 |
| 連結損益計算書                                                                                | 28 |
| 連結株主資本等変動計算書                                                                           | 29 |
| 連結注記表                                                                                  | 30 |
| <b>計算書類</b>                                                                            |    |
| 貸借対照表                                                                                  | 41 |
| 損益計算書                                                                                  | 42 |
| 株主資本等変動計算書                                                                             | 43 |
| 個別注記表                                                                                  | 44 |
| <b>監査報告</b>                                                                            |    |
| 連結計算書類に係る会計監査報告                                                                        | 48 |
| 計算書類に係る会計監査報告                                                                          | 50 |
| 監査役会の監査報告                                                                              | 52 |

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/stock/stock2.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

上記以外に、第3回定時株主総会招集ご通知に記載した以下の内容を本資料にも掲載しております。

|                                                                                                                                        |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>事業報告</b>                                                                                                                            |    |
| 当事業年度の事業の状況<br>(設備投資の状況、資金調達状況、事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況、他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況) | 2  |
| 重要な親会社及び子会社の状況                                                                                                                         | 6  |
| 会社役員の状況<br>(取締役及び監査役の状況、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、取締役及び監査役の報酬等)                                                                               | 15 |

# 第 3 期 事業報告

自 2020年4月1日  
至 2021年5月31日

神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号

**ブックオフグループホールディングス株式会社**

## 当事業年度の事業の状況

### ①事業の経過及び成果

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は決算期変更に伴い、当連結会計年度は14ヶ月の変則決算となっております。このため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当社グループは創業時より「事業活動を通じての社会への貢献」と「全従業員の物心両面の幸福の追求」の2つを経営理念としております。また、当社グループが2021年3月期に30年目を迎えるにあたって中期経営方針を策定し、この方針の中で改めて経営理念に立ち返り、私たちのミッションとして「多くの人楽しく豊かな生活を提供する」を掲げております。

このミッションに基づき、拡大するリユース市場の中で私たちの強さを活かし、「本を中核としたリユースのリーディングカンパニー」として、世の中の変化に対応して最も多くのお客様がご利用されるリユースチェーンとなることを目指します。

そのための基本戦略として次の2つを掲げております。

#### 基本戦略Ⅰ：個店を磨く

店舗型とネット型それぞれのリユースサービスを磨き上げることが、最も多くのお客様にご利用いただけるリユースのリーディングカンパニーとなるための出発点と考え、各店舗別パッケージ・サービスに応じた磨き込みを行います。

#### 基本戦略Ⅱ：総力戦で取り組む

これまでの当社グループは店舗と店舗以外の事業がそれぞれ個別にサービスを提供していましたが、今後は会員制度や販売・買取のプラットフォーム、それらを支えるシステム等を統合し共通化してまいります。そして、各サービスで蓄積された会員・商品情報、運営ノウハウ等の資産を全てのサービスで活用いたします。これらを実現するのが「ひとつのBOOKOFF」構想です。

このような経営方針の下、当連結会計年度に計3店舗（国内にBOOKOFF SUPER BAZAAR 1号京都伏見店とBOOKOFF 大野城御笠川店、マレーシアにJalan Jalan Japan Tesco Rawang店）を出店しました。

また、「ひとつのBOOKOFF」構想を実現するべく、アプリ会員向けのサービス施策の充実や電子買取システムのフランチャイズ加盟店向け展開のほか、ECサイト「BOOKOFF Online」を活用したオムニチャネル化並びにO2O戦略を推進するべく、継続的に投資を行っております。

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年4～5月に緊急事態宣言並びに休業要請を受け、対象地域・店舗を中心にグループ直営店の過半の店舗を全日休業もしくは土日祝日休業とした結果、既存店売上高は前年を大きく下回りました。なお、2020年5月中旬からは営業時間や売場面積を縮小するとともに、感染防止に最大限の配慮をしながら一部店舗を除き順次営業を再開し2020年6月上旬の時点で、ほぼ通常営業となりました。また、2回目(2021年1～3月)、3回目(2021年4～6月)の緊急事態宣言では感染防止に最大限の配慮をしながらの営業を継続しました。国内グループ直営既存店の月別売上高は、2020年4月、5月は前年同月を大きく下回ったものの、2020年6～8月、10月、2021年2月～5月は前年同月を上回っております。また、休業や時短営業の影響とコスト抑制により販売管理費は前年を下回って推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高93,597百万円、営業利益1,936百万円、経常利益2,509百万円、親会社株主に帰属する当期純利益157百万円となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,193百万円(店舗賃借に係る差入保証金・リース資産を含む)であり、その主なものは、新規出店及び改装のほか、販売・買取システムの開発によるものであります。

## ③資金調達の状況

当連結会計年度は、前連結会計年度に引き続き、出店等による新たな資金需要に対し、グループ内での資金効率化を進めつつ、金融機関からの借入金により調達をいたしました。

これらの結果、金融機関からの当連結会計年度末借入金残高は17,318百万円となりました。

## ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する重要な事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当する重要な事項はありません。

## ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する重要な事項はありません。

## ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する重要な事項はありません。

## 主要な事業内容 (2021年5月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

1. 子会社ブックオフコーポレーション(株)は、書籍・ソフト等のリユースショップ「BOOKOFF」のチェーン本部としてフランチャイズシステムの運営及び直営店舗の運営を行っております。また、総合リユースショップの展開を目指し、「BOOKOFF」を中心に様々なりユース商材を集めた大型複合店「BOOKOFF SUPER BAZAAR」と「BOOKOFF」にアパレル商材を複合させた「BOOKOFF PLUS」の運営を行っており、書籍・ソフト等の他、トレーディングカード・ホビー、家電商品（オーディオ・ビジュアル商品、コンピューター等）、アパレル、スポーツ用品、ベビー用品、腕時計・ブランドバッグ・貴金属、食器・雑貨等の買取及び販売を行っております。  
またインターネット上で書籍・ソフト等のリユースショップ「BOOKOFF Online」の運営、大手百貨店に設置した買取窓口の運営、新刊書店「青山ブックセンター」「流水書房」の店舗運営等を行っております。
2. 子会社(株)ブックオフウィズは、国内で「BOOKOFF」店舗の運営及びアパレル・ベビー用品等のリユース店舗の運営を行っております。また腕時計・ブランドバッグ・貴金属等のリユースショップのチェーン「キングラム」にフランチャイズ加盟し、店舗の運営を行っております。
3. 子会社(株)ブックレット及び、子会社(株)ブックオフ沖縄は、国内で「BOOKOFF」店舗の運営及びアパレル等のリユース店舗の運営を行っております。
4. 子会社(株)マナス及び、子会社(株)ブックオフ南九州は、国内で「BOOKOFF」店舗の運営を行っております。
5. 子会社BOOKOFF U.S.A.INC.は、米国で「BOOKOFF」店舗の運営を行っております。
6. 子会社BOK MARKETING SDN.BHD.は、マレーシアでアパレル等のリユース店舗「Jalan Jalan Japan」の運営を行っております。
7. 子会社ビーアシスト株式会社は、店舗で販売する商品の加工業務等を通じて、当社グループの障がい者雇用を促進しております。
8. 子会社(株)ブクログはインターネットレビューサイト「ブクログ」の運営を行っております。
9. 子会社(株)ジュエリーアセットマネジャーズは、国内で貴金属等のリユースショップ「aidect」店舗の運営等を行っております。

## 財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 1 期<br>(2019年3月期) | 第 2 期<br>(2020年3月期) | 第 3 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年5月期) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 80,796              | 84,389              | 93,597                           |
| 経常利益 (百万円)                | 2,120               | 1,898               | 2,509                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 2,172               | 240                 | 157                              |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 112.19              | 13.77               | 9.03                             |
| 総資産 (百万円)                 | 40,647              | 41,535              | 40,321                           |
| 純資産 (百万円)                 | 13,006              | 12,848              | 12,944                           |

(注1) 当社は、第1期において単独株式移転により完全子会社となったブックオフコーポレーション株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しております。

(注2) 決算期変更の経過期間となる2021年5月期は、2020年4月1日から2021年5月31日までの14ヶ月決算となっております。

## 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金    | 当社議決権比率 | 主な事業内容                                                               |
|-------------------|--------|---------|----------------------------------------------------------------------|
| ブックオフコーポレーション株式会社 | 100百万円 | 100.0%  | 国内での「BOOKOFF」等店舗の運営<br>インターネット上での書籍・ソフト等のリユースショップ「BOOKOFF Online」の運営 |
| 株式会社ブックオフウィズ      | 47百万円  | 100.0   | 国内での「BOOKOFF」等店舗の運営                                                  |
| 株式会社ブックレット        | 10百万円  | 100.0   | 国内での「BOOKOFF」等店舗の運営                                                  |

(注)当連結会計年度末日における当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む12社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

### ③その他重要な企業結合の状況

大日本印刷株式会社は、その子会社である丸善雄松堂株式会社及び株式会社図書館流通センターの所有分と併せて、当社の議決権の18.44%を所有する「その他の関係会社」であります。



## 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと考えております。

### ①事業ミッション「多くの人に楽しく豊かな生活を提供する」の実現

当社グループは「多くの人に楽しく豊かな生活を提供する」を事業ミッションとして掲げ、リユースのリーディングカンパニーとして顧客層を拡大し、最も多くの人々が利用するリユースチェーンを目指してまいります。

そのために、大型複合店舗の出店や、個別の既存店舗においては地域のお客様に楽しんでいただけるような売場作りやサービス水準の確立、各種マニュアルの徹底や実践的な研修を通じたオペレーション水準の向上及び事業ミッションをイメージしたブランディング戦略に基づく活動に取り組んでまいります。

### ②事業方針に基づく事業成長に向けた取組みの実現

当社グループが事業方針として掲げる「個店を磨く」と「チェーン総力戦」の2つのテーマを着実に実行に結びつけ、チェーンが保有する顧客基盤や情報・システムを共通化・オープン化し活用する「ひとつのBOOKOFF」構想の実現により、継続的な事業成長を実現してまいります。

### ③グループの事業展開の中核となる人財の確保・育成

当社グループが将来にわたり継続して企業価値を拡大していくため、未来の経営を支える人財の確保・育成が急務であります。

わが国の小売業界において人手不足並びに人件費の上昇など厳しい雇用環境が続くなかで、各種業務プロセスの省力化による業務効率化や待遇の改善、多様性に富んだ人財受け入れを可能とする人事制度の構築などにより、積極的な採用を進める動きとともに、長く安心して働き続けられる環境を整備し、人財確保並びに人財育成に取り組んでまいります。

### ④企業倫理の徹底・浸透

当社グループは、コンプライアンスの徹底を企業の社会的責任の根本と位置づけ、各種ステークホルダーとの信頼関係を構築するために当社グループの役員及び従業員が遵守すべき指針として、「コンプライアンス・ガイドライン」を制定しております。当ガイドラインの理念浸透と徹底に向けて、全グループの役員及び従業員に対し、各種研修や会議、社内報やイントラネットの活用等を通じて啓蒙活動を行ってまいります。

また、アカウントビリティ（説明責任）を確保するために、内部統制の整備と運用による責任分担の透明化を推し進めるとともに、経営の適時適切な情報開示や決算情報の早期開示の実現をはかってまいります。

#### ⑤リユースを通じたSDGs（持続可能な開発目標）への取組

当社グループは、お客様に楽しく豊かな生活を提供しながら、循環型社会の形成を加速させていくことが、我々の役割だと考えており、一丸となってSDGsに取り組んでいます。BOOKOFFでモノを売ったり、買ったりする行動そのものがモノの寿命を延ばし、捨てるモノを減らすという社会貢献につながっています。これはSDGs 12の目標「つくる責任 つかう責任」を達成させることにおいて、非常に重要な役割となります。我々の中心事業であるリユース業を軸に様々な活動を通してSDGs達成に貢献してまいります。

#### ⑥新型コロナウイルス感染症拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在も社会や経済全体、個人の生活や消費に影響を与え、世界各国において先行きが不透明な状況が継続すると予測されます。

当社グループにおいては、感染症対策を実施してお客様・従業員の安全確保に取り組み、2020年6月からほぼ通常営業に移行しつつ、地域の感染状況に応じて時短営業等の対応も実施しております。今後、ワクチン接種の普及に伴い、お客様の外出・消費マインドが回復することが期待できますが、同時に感染状況によっては緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による営業時間短縮要請や休業要請が発令される可能性もあります。

当社グループとしては今後も、お客様・従業員の安全を第一に店舗における感染拡大防止に取り組むとともに、「BOOKOFF Online」などのECチャネルも活用しお客様の需要にお応えしながら、中期経営方針で掲げる「個店を磨く」・「総力戦で取り組む」の方針に従い、既存店舗の磨き込み、EC・店舗間の連携促進、アプリ会員基盤の拡大、業務の更なる効率化、海外や新たな事業領域への挑戦などを推進してまいります。

主要な営業所 (2021年5月31日現在)

①本部 神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号

②店舗

| 地 域           |      | 店 舗 数                                  |
|---------------|------|----------------------------------------|
| 北海道           |      | 「BOOKOFF PLUS 5号札幌宮の沢店」など11店舗          |
| 東北            |      | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR仙台泉古内店」など22店舗     |
| 関東<br>甲信<br>越 | 茨城県  | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR荒川沖店」など11店舗       |
|               | 群馬県  | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR17号前橋リリカ店」など8店舗   |
|               | 埼玉県  | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR大宮ステラタウン店」など33店舗  |
|               | 千葉県  | 「BOOKOFF SUPER BAZAARビビット南船橋店」など22店舗   |
|               | 東京都  | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR多摩永山店」など82店舗      |
|               | 神奈川県 | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR409号川崎港町店」など45店舗  |
|               | 山梨県  | 「BOOKOFF PLUS田富昭和通り店」など7店舗             |
| 中部・北陸         |      | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR248号西友岡崎店」など35店舗  |
| 近畿            |      | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR307号枚方池之宮店」など62店舗 |
| 中国・四国         |      | 「BOOKOFF SUPER BAZAAR広島段原店」など21店舗      |
| 九州・沖縄         |      | 「BOOKOFF SUPER BAZAARノース天神店」など34店舗     |
| 海外            |      | 「BOOKOFFニューヨーク西45丁目店」など14店舗            |
| 合 計           |      | 407店舗                                  |

## 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

| 使用人数           | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|-------------|
| 1,460 (4,235)名 | 57名増(322名減) |

(注) 使用人数は就業員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。決算期変更の経過期間となる2021年5月期は、パート及び嘱託社員は( )内に2020年4月1日から2021年5月31日までの14ヶ月の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社の使用人の状況

| 使用人数    | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-------------|-------|--------|
| 47(10)名 | 4名減(9名減)    | 45.0歳 | 12.7年  |

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。決算期変更の経過期間となる2021年5月期は、パート及び嘱託社員は( )内に2020年4月1日から2021年5月31日までの14ヶ月の平均人員を外数で記載しております。

### 主要な借入先の状況 (2021年5月31日現在)

| 借入先         | 借入金残高    |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 4,433百万円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 3,250    |
| 株式会社三井住友銀行  | 3,130    |
| 株式会社横浜銀行    | 1,534    |
| 株式会社きらぼし銀行  | 1,223    |

## その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況 (2021年5月31日現在)

- ①発行可能株式総数 40,000,000株
- ②発行済株式の総数 20,547,413株
- ③株主数 37,348名
- ④大株主

| 株主名                      | 持株数        | 持株比率  |
|--------------------------|------------|-------|
| 株式会社ハードオフコーポレーション        | 1,418,100株 | 8.12% |
| 大日本印刷株式会社                | 1,283,000  | 7.35  |
| 丸善雄松堂株式会社                | 1,183,300  | 6.78  |
| ブックオフグループホールディングス従業員持株会  | 912,236    | 5.22  |
| 株式会社講談社                  | 833,300    | 4.77  |
| 株式会社集英社                  | 833,300    | 4.77  |
| 株式会社図書館流通センター            | 750,000    | 4.29  |
| 株式会社小学館                  | 621,000    | 3.55  |
| ブックオフコーポレーション加盟店持株会      | 352,774    | 2.02  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 340,500    | 1.95  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,100,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 会社役員 の 状況

### ①取締役及び監査役の状況 (2021年5月31日現在)

| 氏名    | 地位及び担当等            |
|-------|--------------------|
| 堀内康隆  | 代表取締役社長            |
| 堤佳史   | 取締役                |
| 森葉子   | 取締役                |
| 野林徳行  | 取締役 (社外取締役) (独立役員) |
| 千葉雅之  | 取締役 (社外取締役)        |
| 友弘亮一  | 取締役 (社外取締役)        |
| 鷹野正明  | 取締役 (社外取締役) (独立役員) |
| 田村英明  | 常勤監査役              |
| 内藤亜雅沙 | 監査役 (社外監査役) (独立役員) |
| 加藤徹志  | 監査役 (社外監査役)        |

- (注) 1. 取締役野林徳行氏、取締役千葉雅之氏、取締役友弘亮一氏及び取締役鷹野正明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役内藤亜雅沙氏及び監査役加藤徹志氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役野林徳行氏、取締役鷹野正明氏及び監査役内藤亜雅沙氏を、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### ②事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

### ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

#### イ. 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員、社外派遣役員、管理職従業員

#### ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

ハ. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険契約に一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による私的利益や便宜供与、違法行為等による賠償責任については填補の対象としないこととしております。

#### ⑤監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見

常勤監査役田村英明氏は、2004年4月から2007年12月まで、ブックオフコーポレーション株式会社の経理部ゼネラルマネージャーとして、決算及び税務の統括業務に従事しておりました。また、公認会計士の資格を有しております。

監査役加藤徹志氏は、2021年4月より大日本印刷株式会社の経理本部財務部部長を務めております。また1994年4月から2018年9月まで同社及びそのグループ会社において経理・財務部門等での業務経験があります。

#### ⑥重要な兼職の状況

代表取締役社長堀内康隆は、ブックオフコーポレーション株式会社代表取締役社長を兼務しております。

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、後記「社外役員に関する事項」に記載しております。

#### ⑦取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 員数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の額 (百万円) |             |            |
|------------------|-----------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
|                  |           |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 6<br>(3)  | 72<br>(8)       | 72<br>(8)       | —           | —          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 2<br>(1)  | 23<br>(5)       | 23<br>(5)       | —           | —          |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 8<br>(4)  | 96<br>(14)      | 96<br>(14)      | —           | —          |

(注) 1. 上記員数には、2020年6月27日の第2回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含み、無報酬の社外取締役2名及び無報酬の社外監査役1名を除いております。

2. 2019年6月22日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬等の額は年額222百万円以内（うち社外取締役分22.2百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の額は年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬検討委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、並びに報酬検討委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

### a. 基本方針

- ・当社の取締役の報酬は、職責等及び業績等を踏まえた適正な水準とする。
- ・決定にあたっては、客観性と透明性が担保された手続きを経る。

### b. 基本報酬に関する方針

- ・基本報酬は固定額と変動する額により構成する。
- ・固定額は役位・職責等を勘案して決定する。
- ・変動する額は前年度の経営状況、目標達成度及び行動評価等を勘案して個人別に決定する。
- ・達成度をはかる目標は「業績目標」と「定性目標」を基本とし、前者は経常利益、ROA等、後者はプロセス、成果等に着眼して設定する。
- ・監督機能を担う社外取締役の基本報酬は、その職務に鑑み、固定額のみで構成する。

### c. 業績連動報酬等に関する方針

- ・今後、「業績連動報酬等」の採用を検討する。

### d. 非金銭報酬等に関する方針

- ・今後、「非金銭報酬等」の採用を検討する。

### e. 報酬等の割合に関する方針

- ・「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等」の採用を検討するなかで、その割合をあわせて検討する。

### f. 報酬等の付与時期及び条件に関する方針

- ・取締役の基本報酬は、その在任中に、原則として、年額を12ヶ月に分割して支払う。

### g. 報酬等の決定の委任に関する事項

- ・取締役の個人別の報酬額は、取締役会決議により委任された報酬検討委員会（社長及び独立役員たる社外取締役で構成）において決定し、その総額を取締役会に報告する。
- ・報酬検討委員会は、株主総会において決定した限度額の範囲内で、取締役の個人別の報酬額を過半数の賛成をもって決定する。
- ・客観性及び透明性を確保する観点から、報酬検討委員会は、社長以外を独立役員たる社外取締役で構成する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等に関しては、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき、取締役会決議により委任された報酬検討委員会において具体的内容を決定しております。

報酬検討委員会は、客観性と透明性を確保する観点から、社長堀内康隆と独立社外取締役である野林徳行氏及び鷹野正明氏によって構成しております。

## ⑧社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役野林德行氏は、株式会社4DTの取締役、株式会社ログノートの社外監査役及び株式会社NewsTVの社外取締役を兼務しております。各社と当社との間には特別な関係はありません。

取締役千葉雅之氏は、丸善雄松堂株式会社の常務取締役を兼務しております。同社は当社の「その他の関係会社の子会社」であり、また、同社と当社子会社との間には、店舗施設工事及び什器等に関する一般的な取引関係があります。なお、同社は当社子会社と同一の部類の事業を行っております。

取締役友弘亮一氏は、昭和図書株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。

取締役鷹野正明氏は、株式会社ウィザスの社外取締役を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役内藤亜雅沙氏は、田辺総合法律事務所のパートナー弁護士及び日東紡績株式会社の社外取締役を兼務しております。同法律事務所及び同社と、当社との間には特別な関係はありません。

監査役加藤徹志氏は、大日本印刷株式会社の経理本部財務部部長を兼務しております。同社は当社の大株主及び「その他の関係会社」であり、また、同社と当社子会社との間には、商品仕入等に関する一般的な取引関係があります。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

#### ・取締役会及び監査役会への出席状況

| 区分  | 氏名    | 取締役会 (15回開催) |            | 監査役会 (15回開催) |            |
|-----|-------|--------------|------------|--------------|------------|
|     |       | 出席回数<br>(回)  | 出席率<br>(%) | 出席回数<br>(回)  | 出席率<br>(%) |
| 取締役 | 野林德行  | 15           | 100.0      | —            | —          |
| 取締役 | 千葉雅之  | 15           | 100.0      | —            | —          |
| 取締役 | 友弘亮一  | 12           | 100.0      | —            | —          |
| 取締役 | 鷹野正明  | 12           | 100.0      | —            | —          |
| 監査役 | 内藤亜雅沙 | 15           | 100.0      | 15           | 100.0      |
| 監査役 | 加藤徹志  | 15           | 100.0      | 15           | 100.0      |

(注) 1. 取締役友弘亮一氏及び取締役鷹野正明氏は、2020年6月27日開催の第2回定時株主総会において新たに選任されたため、就任以降の取締役会の開催回数は12回であります。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

- ・ 社外取締役の取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役野林德行氏は、他社での経営に携わった経験と専門的な識見から、サービス・販売促進・マーケティングのあり方及び新規事業への取り組み並びに経営全般に対して様々な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会・報酬検討委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程に関与いただいております。

取締役千葉雅之氏は、他社での経営及び営業領域に長く携わった経験と専門的な識見から、環境変化に伴うビジネスのあり方並びに経営全般に対して様々な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役友弘亮一氏は、他社での経営及び出版業界で培った豊富な経験と専門的な識見から、店舗や通信販売における物流並びに経営全般に対して様々な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役鷹野正明氏は、小売業に長く携わった経験及び地域創生活動等で培った専門的な識見から、顧客目線での店舗運営並びに地域と連携した事業活動に対して様々な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会・報酬検討委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程に関与いただいております。

- ・ 社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役内藤亜雅沙氏は、弁護士としての専門知識及び他社での社外役員の経験から、法務・コンプライアンス及びリスクマネジメント並びに経営全般に対する監督と様々な助言等を行うなど適切な役割を果たしております。

監査役加藤徹志氏は、他社での業務執行者及び監査役としての豊富な経験及び幅広い識見から、経営全般に対する監督と様々な助言等を行うなど適切な役割を果たしております。

## 会計監査人の状況

①名 称 有限責任監査法人トーマツ

### ②報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 40百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 62百万円 |

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### ④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範である「コンプライアンス・ガイドライン」を策定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び執行役員（以下「役員」という。）並びに従業員に周知する。

ロ. コンプライアンス管理委員会を設置し、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。

ハ. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口を社外法律事務所等を通報先として設置し、当社グループの役員及び従業員を対象として運用する。

ニ. 業務執行部門から独立した内部監査部門が、当社グループ全体の内部監査を実施する。

ホ. 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 文書（電磁的記録を含む。）の保存・管理についての規程を策定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等を定める。

ロ. 情報セキュリティ管理についての規程を策定し、適切な情報セキュリティレベルを確立・維持する。

ハ. 情報システム管理についての規程を策定し、情報システムを安全に管理・維持する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスクへの対応についての規程を策定し、当社グループにおけるリスク情報の伝達・共有と初期対応及び対策本部の設置・運用を適切に行う。

ロ. リスク管理委員会を設置し、当社グループにおけるリスクの確認と対応策の審議・提案を行う。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社グループにおける会議体と部署及び役職の権限を規程に定め、適正かつ効率的な意思決定と職務の執行を確保する。

ロ. 業務の効率化を当社グループ横断で推進する。

ハ. 情報システムの利用を通じて当社グループの役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、会議体の資料等の事前確認及び保管・閲覧を適切に行う。



- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
  - ロ. 内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する。
- ⑥財務報告の適正性を確保するための体制
- イ. 経理についての規程を策定し、法令及び会計基準に従って適正な会計処理を行う。
  - ロ. 法令及び証券取引所の規則を順守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
  - ハ. 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
  - ニ. 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ人選を行う。
  - ロ. 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
  - ハ. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告する。
  - ロ. 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
  - ハ. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
  - ニ. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。
- ⑨監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通をはかる。
  - ロ. 内部監査部門と監査役は、適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。
  - ハ. 当社グループの役員及び従業員は、監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。
- ニ. 常勤監査役は、当社グループの重要な会議に参加するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握する。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、業務の適正を確保するための体制についての決定内容に基づいて内部統制システムを運用しております。

法令、定款及び社内規程の遵守状況を確認するコンプライアンス管理委員会及びリスクの確認と対応策の審議を行うリスク管理委員会が毎月開催されており、その報告及び問題点の指摘並びに改善策の提案等が経営会議において行われております。

常勤監査役は、それらの委員会を含めた社内の重要な会議及び委員会に参加し、その意思決定の過程や業務の執行状況を把握するとともに、適宜発言しております。

内部監査部門は、業務執行部門から独立した立場で当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を適時、適切な方法により監査役に報告するとともに、監査役と連携して監査を行っております。

社外法律事務所等を通報先とする内部通報窓口は、通報者に不利益が及ばない運用が行われております。

職務の執行に係る文書・情報は、関係規程に則って適切に管理されております。

当社子会社は、当社の一部署の位置づけで権限及び報告義務が設定されており、当社グループ全体のなかで網羅的・統括的に管理されております。

反社会的勢力との関係を排除するために、警察及びその関連団体との情報交換を継続的に実施しております。

## 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 特定完全子会社に関する事項

| 会社名               | 住所                        | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額   |
|-------------------|---------------------------|----------|-----------|
| ブックオフコーポレーション株式会社 | 神奈川県相模原市南区<br>古淵二丁目14番20号 | 8,950百万円 | 18,389百万円 |

第 3 期  
連結計算書類

自 2020年4月1日  
至 2021年5月31日

神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号

ブックオフグループホールディングス株式会社

連結貸借対照表 (2021年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                 |               |
|-----------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>24,017</b> | <b>流動負債</b>             | <b>17,584</b> |
| 現金及び預金          | 5,837         | 買掛金                     | 560           |
| 売掛金             | 2,120         | 短期借入金                   | 7,232         |
| 商品              | 13,778        | 1年内返済予定長期借入金            | 3,952         |
| その他             | 2,282         | リース債務                   | 297           |
| 貸倒引当金           | △0            | 未払金                     | 2,005         |
| <b>固定資産</b>     | <b>16,304</b> | 未払法人税等                  | 115           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,848</b>  | 売上割戻引当金                 | 421           |
| 建物及び構築物         | 3,974         | 賞与引当金                   | 582           |
| 土地              | 175           | その他の引当金                 | 93            |
| リース資産           | 1,126         | その他                     | 2,322         |
| 建設仮勘定           | 18            | <b>固定負債</b>             | <b>9,793</b>  |
| その他             | 553           | 長期借入金                   | 6,133         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,220</b>  | リース債務                   | 939           |
| のれん             | 136           | 資産除去債務                  | 2,383         |
| リース資産           | 4             | その他                     | 337           |
| その他             | 1,079         | <b>負債合計</b>             | <b>27,377</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,234</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| 投資有価証券          | 381           | <b>株主資本</b>             | <b>12,845</b> |
| 繰延税金資産          | 1,271         | 資本金                     | 100           |
| 差入保証金           | 7,492         | 資本剰余金                   | 6,485         |
| その他             | 150           | 利益剰余金                   | 8,603         |
| 貸倒引当金           | △60           | 自己株式                    | △2,343        |
| <b>資産合計</b>     | <b>40,321</b> | その他の包括利益累計額             | 8             |
|                 |               | <sub>その他有価証券評価差額金</sub> | 75            |
|                 |               | <sub>為替換算調整勘定</sub>     | △66           |
|                 |               | 非支配株主持分                 | 90            |
|                 |               | <b>純資産合計</b>            | <b>12,944</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b>        | <b>40,321</b> |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額 |        |
|-------------------|-----|--------|
| 売上高               |     | 93,597 |
| 売上原価              |     | 36,707 |
| 売上総利益             |     | 56,890 |
| 販売費及び一般管理費        |     | 54,953 |
| 営業利益              |     | 1,936  |
| 営業外収益             |     |        |
| 設備賃貸収入            | 377 |        |
| 自動販売機等設置料収入       | 135 |        |
| 古紙等リサイクル収入        | 256 |        |
| 助成金収入             | 288 |        |
| その他               | 132 | 1,190  |
| 営業外費用             |     |        |
| 支払利息              | 179 |        |
| 持分法による投資損失        | 9   |        |
| 設備賃貸原価            | 357 |        |
| その他               | 71  | 617    |
| 経常利益              |     | 2,509  |
| 特別損失              |     |        |
| 投資有価証券評価損         | 1   |        |
| 店舗等閉鎖損失           | 12  |        |
| 固定資産除却損           | 69  |        |
| 減損損失              | 674 |        |
| 新型コロナウイルス感染症による損失 | 778 | 1,536  |
| 税金等調整前当期純利益       |     | 973    |
| 法人税、住民税及び事業税      | 526 |        |
| 法人税等調整額           | 278 | 805    |
| 当期純利益             |     | 167    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益   |     | 10     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益   |     | 157    |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |       |        |        |
|-------------------------------|---------|-------|-------|--------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 2020年4月1日 残高                  | 100     | 6,485 | 8,550 | △2,343 | 12,792 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |       |        |        |
| 剰余金の配当                        |         |       | △104  |        | △104   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |       | 157   |        | 157    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |       |        |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —     | 52    | —      | 52     |
| 2021年5月31日 残高                 | 100     | 6,485 | 8,603 | △2,343 | 12,845 |

|                               | その他の包括利益累計額      |              |                   | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|--------------|-------------------|-------------|--------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括<br>利益累計額合計 |             |        |
| 2020年4月1日 残高                  | 31               | △55          | △24               | 79          | 12,848 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                   |             |        |
| 剰余金の配当                        |                  |              |                   |             | △104   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |              |                   |             | 157    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 43               | △11          | 32                | 10          | 43     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 43               | △11          | 32                | 10          | 96     |
| 2021年5月31日 残高                 | 75               | △66          | 8                 | 90          | 12,944 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 12社  
主な連結子会社の名称 ①ブックオフコーポレーション(株)  
②(株)ブックオフウィズ  
③(株)ブックレット
- ②非連結子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用した関連会社の数 1社  
持分法を適用した関連会社の名称 (株)BOSパートナーズ
- ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社  
該当事項はありません。

#### (3) 連結決算日の変更に関する事項

当社は、連結決算日を毎年3月31日としておりましたが、業務繁忙期と次年度の事業計画策定時期の重複を避け、より効率的な事業運営を図るため、2020年6月27日開催の第2回定時株主総会の決議により、連結決算日を毎年5月末日に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度の期間は、2020年4月1日から2021年5月31日の14ヶ月間となっております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において、ブックオフコーポレーション(株)、(株)ブックオフ沖縄、(株)マナス、(株)ブックオフ南九州は、決算日を5月末日に変更し、連結決算日と一致しております。また、当連結会計年度における会計期間は、14ヶ月間となっております。

(株)ブックオフウィズ、(株)ブックレット及びBOOKOFF U.S.A.INC.の決算日は2月末日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、当連結会計年度における会計期間は、12ヶ月間となっております。

ビーアシスト(株)、(株)ブクログの決算日は3月末日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、当連結会計年度における会計期間は、12ヶ月間となっております。

(株)ジュエリーアセットマネジャーズ及びその連結子会社であるAidect Hong Kong Limitedの決算日は8月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、2月末日に仮決算を実施しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、当連結会計年度における会計期間は、12ヶ月間となっております。

BOK MARKETING SDN.BHD.の決算日は9月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、3月末日に仮決算を実施しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、当連結会計年度における会計期間は、15ヶ月間となっております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法  
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
 売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

商品

書籍・ソフト(中古)、衣料品、

子供用品及び家電等……………総平均法による原価法

書籍(新品)……………売価還元法による原価法

スポーツ用品等……………主に個別法による原価法

物流センター保管商品……………主に移動平均法による原価法

その他……………主に移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

上記ソフトとはCD、DVD、ビデオ、ゲーム等であります。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法  
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 10~22年

その他 4~10年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ 長期前払費用 均等償却

③重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 売上割戻引当金……………国内連結子会社の一部では、店舗で発行したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を売上割戻引当金として計上しております。

ハ 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

④のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、効果の発現する見積期間を償却年数とし、定額法により償却しております。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 有形固定資産の減損

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|        | 連結貸借対照表計上額 | 減損損失計上額 |
|--------|------------|---------|
| 有形固定資産 | 5,848      | 115     |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、各店舗の翌連結会計年度予算及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。

当社グループは、店舗を基本単位としてグルーピングし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗について減損を把握しております。減損の兆候が把握された場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の要否を判定しております。

###### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定は、適切な権限を有する経営者の承認を得た翌連結会計年度の店舗予算を基礎に算定しております。当該キャッシュ・フローは、過去の実績を基礎として、出店エリアの地域特性、営業の歴史、取扱商材、店舗人員数の変動等を検討し算定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大及び緊急事態宣言の発令により、店舗の営業状況、来店客数が変化しております。これらの影響は連結計算書類作成時までに入手可能であった店舗の営業状況等を踏まえ見積りを行っております。

##### (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症に関する仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 14,810百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 20,547,413株

(2) 剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2020年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 104百万円 | 6円       | 2020年3月31日 | 2020年6月29日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年8月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

|   |           |            |
|---|-----------|------------|
| イ | 配当金の総額    | 104百万円     |
| ロ | 配当の原資     | 利益剰余金      |
| ハ | 1株当たりの配当額 | 6円         |
| ニ | 基準日       | 2021年5月31日 |
| ホ | 効力発生日     | 2021年8月30日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、内部管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

投資有価証券は主として株式であります。上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、当該リスクに関しては定期的に時価の把握を行っております。また、非上場株式は、業務上の関係を有する企業への出資であり、当該企業の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、内部管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入保証金であり、賃貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、内部管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

短期借入金、長期借入金及びリース債務は、金利の変動リスク及び資金調達リスクに晒されております。当該リスクに関しては、内部管理規程に沿った適切な資金運用を行うことでリスク低減をはかっております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：百万円）

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額   |
|---------------|----------------|--------|------|
| (1) 現金及び預金    | 5,837          | 5,837  | —    |
| (2) 売掛金       | 2,120          | 2,120  | —    |
| (3) 投資有価証券    | 243            | 243    | —    |
| (4) 差入保証金     | 7,492          | 7,176  | △315 |
| 資産計           | 15,693         | 15,377 | △315 |
| (1) 買掛金       | 560            | 560    | —    |
| (2) 短期借入金     | 7,232          | 7,232  | —    |
| (3) 未払金       | 2,005          | 2,005  | —    |
| (4) 未払法人税等    | 115            | 115    | —    |
| (5) 長期借入金 (*) | 10,085         | 10,080 | △5   |
| (6) リース債務 (*) | 1,236          | 1,301  | 64   |
| 負債計           | 21,236         | 21,295 | 59   |

(\*) 1年以内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

#### 負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金及び(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分             | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------|------------|
| 関係会社株式         | 75百万円      |
| 非上場株式          | 30百万円      |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 31百万円      |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

#### 7. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 736円74銭  
(2) 1株当たり当期純利益 9円03銭



## 8. その他の注記

### (1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 会社                     | 用途  | 種類       | 場所                           | 減損損失   |
|------------------------|-----|----------|------------------------------|--------|
| (株)ジュエリーアセット<br>マネジャーズ | その他 | のれん      | 本社<br>(東京都品川区) 等             | 543百万円 |
| (株)ジュエリーアセット<br>マネジャーズ | 店舗等 | 建物及び構築物等 | アイデクト 浦和パルコ店<br>(さいたま市浦和区) 等 | 57百万円  |
| その他                    | 店舗等 | 建物及び構築物等 | 物流センター<br>(千葉県船橋市) 等         | 74百万円  |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗及び設備で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗及び設備、使用範囲の変更により回収可能価額を著しく低下させる変化があった店舗及び設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、店舗等については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

また、のれんについては、当社の連結子会社である(株)ジュエリーアセットマネジャーズにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、収益の回復及び当社による投資回収期間が遅れる可能性があることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。

(2) 税効果会計関係注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|               |           |
|---------------|-----------|
| 売上割戻引当金       | 145百万円    |
| 貸倒引当金         | 21百万円     |
| 未払事業所税        | 13百万円     |
| 棚卸資産          | 369百万円    |
| 減損損失          | 391百万円    |
| 繰越欠損金         | 609百万円    |
| 資産除去債務        | 820百万円    |
| その他           | 530百万円    |
| 繰延税金資産小計      | 2,900百万円  |
| 評価性引当額        | △1,398百万円 |
| 繰延税金資産合計      | 1,502百万円  |
| 繰延税金負債        |           |
| 有形固定資産        | △222百万円   |
| その他           | △13百万円    |
| 繰延税金負債合計      | △235百万円   |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 1,266百万円  |

# 第 3 期 計 算 書 類

自 2020年4月1日  
至 2021年5月31日

神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号

**ブックオフグループホールディングス株式会社**

貸借対照表 (2021年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部          |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,427</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>4,054</b>  |
| 現金及び預金          | 2,554         | 短期借入金            | 2,681         |
| 売掛金             | 103           | 1年内返済予定長期借入金     | 1,230         |
| 前払費用            | 9             | 未払金              | 84            |
| 未収入金            | 19            | 未払費用             | 17            |
| 短期貸付金           | 2,739         | 未払法人税等           | 6             |
| その他             | 0             | 預り金              | 3             |
|                 |               | 賞与引当金            | 20            |
|                 |               | 株主優待引当金          | 9             |
| <b>固定資産</b>     | <b>12,962</b> | <b>固定負債</b>      | <b>3,225</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>0</b>      | 長期借入金            | 3,224         |
| 工具、器具及び備品       | 0             | 繰延税金負債           | 1             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>15</b>     | <b>負債合計</b>      | <b>7,279</b>  |
| ソフトウェア          | 15            | <b>純 資 産 の 部</b> |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,946</b> | <b>株主資本</b>      | <b>11,078</b> |
| 投資有価証券          | 273           | 資本金              | 100           |
| 関係会社株式          | 10,135        | 資本剰余金            | 12,908        |
| 長期貸付金           | 3,033         | 資本準備金            | 25            |
| その他             | 10            | その他資本剰余金         | 12,883        |
| 貸倒引当金           | △505          | <b>利益剰余金</b>     | <b>412</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>18,389</b> | その他利益剰余金         | 412           |
|                 |               | 繰越利益剰余金          | 412           |
|                 |               | <b>自己株式</b>      | <b>△2,343</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等         | 31            |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 31            |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>11,109</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>18,389</b> |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額 |            |
|-------------------|-----|------------|
| 営業収益              |     | 1,420      |
| 営業費用              |     | 999        |
| <b>営業利益</b>       |     | <b>420</b> |
| 営業外収益             |     |            |
| 受取利息              | 97  |            |
| 受取配当金             | 10  |            |
| その他               | 6   | 113        |
| 営業外費用             |     |            |
| 支払利息              | 78  |            |
| 貸倒引当金繰入額          | 505 |            |
| その他               | 0   | 584        |
| <b>経常損失</b>       |     | <b>49</b>  |
| 特別損失              |     |            |
| 関係会社株式評価損         | 437 |            |
| 新型コロナウイルス感染症による損失 | 8   | 445        |
| <b>税引前当期純損失</b>   |     | <b>495</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 97  |            |
| 法人税等調整額           | 0   | 98         |
| <b>当期純損失</b>      |     | <b>593</b> |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                                  | 株主資本 |       |              |             |                             |             |        |        |
|----------------------------------|------|-------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|--------|--------|
|                                  | 資本金  | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式   | 株主資本合計 |
|                                  |      | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |        |
| 2020年4月1日 残高                     | 100  | 25    | 12,883       | 12,908      | 1,110                       | 1,110       | △2,343 | 11,776 |
| 事業年度中の変動額                        |      |       |              |             |                             |             |        |        |
| 剰余金の配当                           |      |       |              |             | △104                        | △104        |        | △104   |
| 当期純損失                            |      |       |              |             | △593                        | △593        |        | △593   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額 (純額) |      |       |              |             |                             |             |        |        |
| 事業年度中の変動額合計                      | -    | -     | -            | -           | △698                        | △698        | -      | △698   |
| 2021年5月31日 残高                    | 100  | 25    | 12,883       | 12,908      | 412                         | 412         | △2,343 | 11,078 |

|                                  | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|----------------------------------|--------------|------------|--------|
|                                  | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 2020年4月1日 残高                     | 17           | 17         | 11,793 |
| 事業年度中の変動額                        |              |            |        |
| 剰余金の配当                           |              |            | △104   |
| 当期純損失                            |              |            | △593   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額 (純額) | 14           | 14         | 14     |
| 事業年度中の変動額合計                      | 14           | 14         | △683   |
| 2021年5月31日 残高                    | 31           | 31         | 11,109 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

主な耐用年数

工具、器具及び備品 5～6年

②無形固定資産 定額法

主な耐用年数

社内利用のソフトウェア 5年

#### (3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち当期の負担に属する部分を計上しております。

③株主優待引当金……………株主優待券の利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を株主優待引当金として計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

②決算日の変更に関する事項

当社は、決算日を毎年3月31日としておりましたが、業務繁忙期と次年度の事業計画策定期間の重複を避け、より効率的な事業運営を図るため、2020年6月27日開催の第2回定時株主総会の決議により、決算日を毎年5月末日に変更しております。

この変更に伴い、当事業年度の期間は、2020年4月1日から2021年5月31日の14ヶ月間となっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                        |      |          |
|------------------------|------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     |      | 1百万円     |
| (2) 保証債務               |      |          |
| 以下の債務に対し、保証を行っております。   |      |          |
| (関係会社)                 |      |          |
| ブックオフコーポレーション(株)       | 金銭債務 | 101百万円   |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |      |          |
| 短期金銭債権                 |      | 2,843百万円 |
| 長期金銭債権                 |      | 3,043百万円 |
| 短期金銭債務                 |      | 1,730百万円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

|                     |      |          |
|---------------------|------|----------|
| (1) 関係会社との営業取引      | 営業収益 | 1,419百万円 |
| (2) 関係会社との営業取引以外の取引 | 受取利息 | 97百万円    |
|                     | 支払利息 | 32百万円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |      |            |
|------------------------|------|------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |      |            |
|                        | 普通株式 | 3,100,000株 |

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |           |  |
|---------------|-----------|--|
| 繰延税金資産        |           |  |
| 貸倒引当金         | 174百万円    |  |
| 関係会社株式        | 1,177百万円  |  |
| 賞与引当金         | 6百万円      |  |
| 未払事業税         | 1百万円      |  |
| 投資有価証券評価損     | 2百万円      |  |
| 子会社株式評価損      | 150百万円    |  |
| その他           | 3百万円      |  |
| 繰延税金資産小計      | 1,517百万円  |  |
| 評価性引当額        | △1,505百万円 |  |
| 繰延税金資産合計      | 11百万円     |  |
| 繰延税金負債        |           |  |
| その他有価証券評価差額金  | △13百万円    |  |
| 繰延税金負債合計      | △13百万円    |  |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △1百万円     |  |



## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類        | 会社等の名称             | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容            | 取引金額<br>(百万円) | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----------|--------------------|----------------|-----------|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社       | ブックオフコーポレーション(株)   | 直接100%         | 役員の兼任     | 管理・業務受託料収入(注1)   | 1,281         | 売掛金           | 102           |
|           |                    |                |           | グループ資金取引(預り)(注2) | 1,416         | 短期借入金(注2)     | 1,174         |
|           |                    |                |           | 利息の支払(注3)        | 24            | -             | -             |
|           |                    |                |           | 資金の貸付(注3)        | 5,630         | 短期貸付金(注3)     | 2,679         |
|           |                    |                |           | 利息の受取(注3)        | 84            | 長期貸付金(注3)     | 2,083         |
|           |                    |                |           | 債務被保証(注4)        | 9,538         | -             | -             |
|           | (株)ジュエリーアセットマネジャーズ | 直接100%         | 役員の兼任     | 資金の貸付(注3)        | 370           | 長期貸付金(注3)(注5) | 690           |
|           |                    |                |           | 利息の受取(注3)        | 7             | -             | -             |
|           | (株)ブックオフ南九州        | 直接100%         | 役員の兼任     | 資金の貸付(注3)        | -             | 短期貸付金(注3)     | 60            |
| 利息の受取(注3) |                    |                |           | 6                | 長期貸付金(注3)     | 260           |               |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 管理・業務委託料収入については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注2) 当社グループは、グループの資金効率化のため資金を集約しており、この資金取引にかかる取引金額はグループ資金取引に係るものであります。なお、グループ資金取引に係る取引金額は、純増減額を記載しております。

(注3) 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注4) 当社は、金融機関からの借入に対して、債務保証を受けております。

(注5) 当該債権に対し、505百万円の貸倒引当金を設定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 636円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 34円01銭  |

## 8. その他の注記

該当事項はありません。

# 監查報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年7月15日

ブックオフグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |       |    |    |   |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 木村 | 尚子 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大辻 | 隼人 | Ⓔ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブックオフグループホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブックオフグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年7月15日

ブックオフグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 木村 尚子 ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大辻 隼人 ⑩ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブックオフグループホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年5月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年5月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月19日

ブックオフグループホールディングス株式会社 監査役会

|       |    |     |   |
|-------|----|-----|---|
| 常勤監査役 | 田村 | 英明  | Ⓜ |
| 社外監査役 | 内藤 | 亜雅沙 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 加藤 | 徹志  | Ⓜ |